

宮城県内市町村の特殊勤務手当の状況(手当数) (仙台市を除く)

令和7年4月1日現在

年度	R7	R6	R5	R4	R3	R2	H31	H30	H29	H28
手当数	285	270	288	274	266	261	262	244	244	261
増減数	15	▲ 18	14	8	5	▲ 1	18	0	▲ 17	-
縮減率	▲5.6%	6.3%	▲5.1%	▲3.0%	▲1.9%	0.4%	▲7.4%	0.0%	6.5%	0.0%

特殊勤務手当については、26団体が支給しています。

※ 増減数内訳(R7): 石巻市(1)、気仙沼市(6)、多賀城市(1)、登米市(▲1)、栗原市(5)、大崎市(2)、
松島町(1)

※ 特殊勤務手当全廃団体(8団体)

東松島市、富谷市、大河原町、亘理町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町

…特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に対して支給される手当です。

…したがって、勤務の特殊性が認められないにもかかわらず特殊勤務手当として支給しているものや、支給すべき対象となる職員の範囲が広すぎるもの、他の手当又は給料で既に措置されているにもかかわらず支給しているもの等、制度の趣旨に合致しないと認められる手当については、廃止を含めた見直しを図る必要があります。

〈給与制度・運用の適正化状況(特殊勤務手当抜粋)「令和7年地方公務員給与実態調査結果(参考1)より〉

是正年度	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27
都道府県	1	1	0	1	5	1	7	4	4	3
指定都市	1	1	0	0	0	0	3	0	2	2
市区	9	9	10	10	11	22	32	26	39	31
町村	1	6	10	7	11	12	7	13	16	18
計	12	17	20	18	27	35	49	43	61	54

※ 数値は是正団体数。

※ 是正状況には、廃止のほか、支給要件(対象、支給額等)の見直しを含む。

※ 特殊勤務手当については、是正手当数の集計が行われていないことから、縮減割合の算定は不可。

宮城県内市町村の地域手当の状況 (仙台市を除く)

令和7年4月1日現在

支給地域	国支給率	団体支給率	国と団体の支給率の異なる内容等
名取市	2%	3%	令和6年人事院勧告に基づく給与制度のアップデートにより地域手当の支給地域及び支給率の見直しが行われましたが、名取市としては現状を維持しています。
多賀城市	9%	9%	
富谷市	5%	6%	令和6年人事院勧告に基づく給与制度のアップデートにより地域手当の支給地域及び支給率の見直しが行われましたが、富谷市としては現状を維持しています。
利府町	2%	3%	令和6年人事院勧告に基づく給与制度のアップデートにより地域手当の支給地域及び支給率の見直しが行われましたが、利府町としては現状を維持しています。

…地域手当とは、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当です。支給地域及び支給率は、国の基準に準じて定めることとされています。

…地域手当の月額は、以下により求められます。

$$\text{地域手当の月額} = (\text{給料の月額} + \text{管理職手当} + \text{扶養手当}) \times \text{支給率} (\%)$$

…県内の地域手当支給地域：仙台市(8%)、名取市、多賀城市、富谷市、利府町